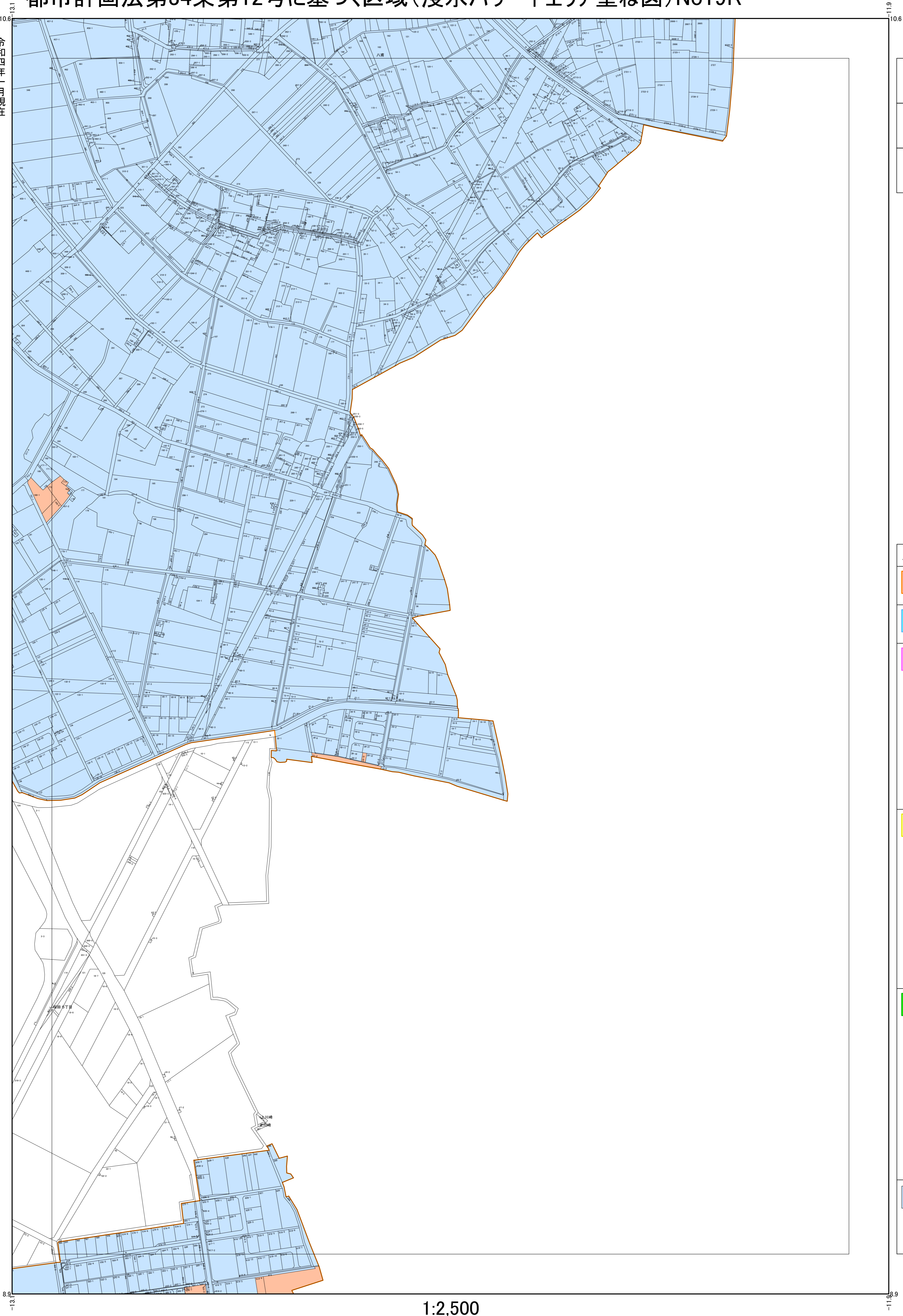
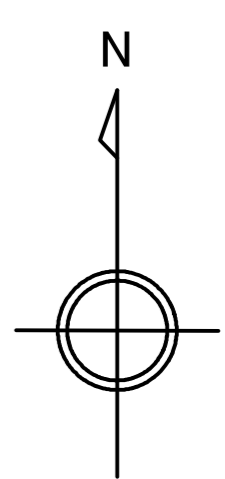


# 久喜市 都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No19R

令和四年一月現在



11	12	13
18	19R	
25	26	27



凡例	
	条例第5条第2項に基づく既存の建物 (最低敷地面積300㎡が適用される区域)
	条例第5条第2項に基づく既存の築造 (最低敷地面積300㎡が適用されない区域)
	【流通業務施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9第5号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
	【工業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9第5号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(主屋の造設又は精緻の事業を営む工場を除く。)以外の建築物のうち、工場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
	【商業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9第5号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(へ)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。 (1) 小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000㎡未満のものに限る。(2)において同じ。) (2) 小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡未満のものに限る。)
	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第29条の9第6号又は第7号(第8条第1項第2号口に限る。)に該当する区域 (利根川、江戸川、荒川、小山川又は利根川が氾濫した場合の想定浸水深が3m以上である土地の区域)

1:2,500

